

平成30年度
「地域型住宅グリーン化事業」

一般社団法人香川県総合建設センター

H29年度事業からの主な変更点

＜要件、補助額等＞

◆長寿命型、高度省エネ型の1戸あたりの補助限度額を変更します。

◆認定低炭素住宅と性能向上計画認定住宅の配分額が同じ枠となります。

◆ゼロエネルギー住宅は 採択通知の日付以降に着工が可能になります。

◆ゼロエネルギー住宅 BELS の特記事項は「ZEH」

H29年度事業からの主な変更点

◆高度省エネ型の事業要件に係わる工事は、構成員のみが可能となります。

<手続き等>

◆敷地や建物の写真を撮影する際は、**採択通知の番号を記載した看板を写しこむことを必須**とします。
今年度から着工前写真のみの提出になります。

◆提出書類、様式を見直します。

◆認定低炭素住宅と性能向上計画認定住宅のマニュアルが一冊になります。

H30年度の地域型住宅グリーン化事業

グループの構築

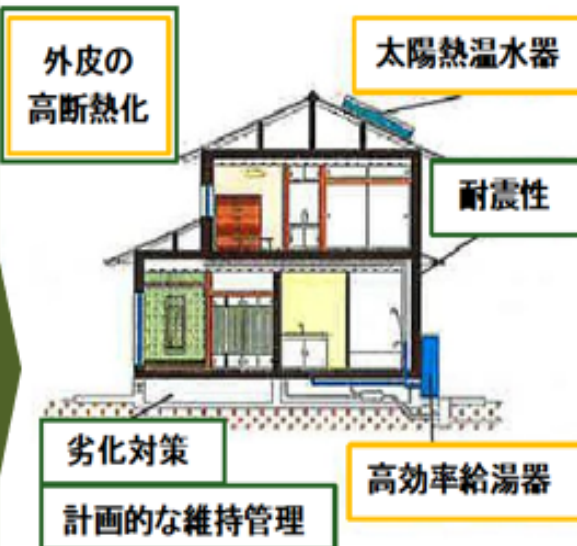


地域型住宅 建築物の整備

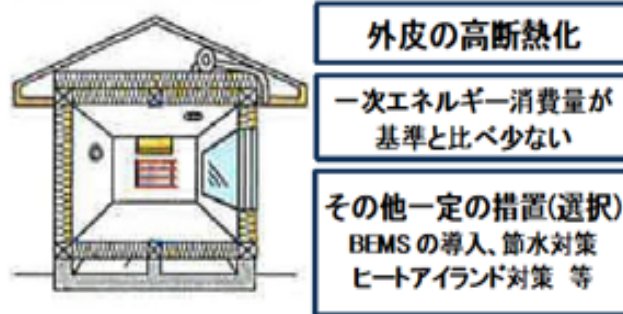
共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算・施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取り組み

補助対象(住宅)のイメージ



補助対象(建築物)のイメージ



長寿命型

長期優良住宅

補助限度額

110万円/戸 ※1

高度省エネ型

認定低炭素住宅

110万円/戸 ※1

性能向上計画認定住宅※1

110万円/戸 ※1

ゼロ・エネルギー住宅

140万円/戸 ※2

※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合は
補助限度額 100万円/戸

※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合は
補助限度額 125万円/戸

・地域材加算 20万円/戸

※ 主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材
を使用する場合

・三世代同居加算 30万円/戸

※ キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか
2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の
良質な建築物

一万円/平米(床面積)

地域型住宅グリーン化事業の種類

補助対象は？

木造住宅

木造建築物

長寿命型
長期優良住宅
新築

高度省エネ型
認定低炭素
住宅
新築

高度省エネ型
性能向上計画
認定住宅
新築

高度省エネ型
ゼロ・エネルギー住宅
新築・改修

優良建築物
認定低炭素
建築物等
一定の良質な
建築物
新築

補助金の限度額

補助対象経費の1/10以内

長寿命型	110万円/一戸 ※1
認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅	110万円/一戸 ※1
ゼロ・エネルギー住宅	140万円/一戸 ※2
優良建築物型	1万円/1㎡あたり

※1 4戸以上の施工実績を有する事業者の場合、一戸当たり100万

※2 4戸以上の施工実績を有する事業者の場合、一戸当たり125万

地域材加算・三世代同居加算

地域材加算	上限20万円/1戸
-------	-----------

◆主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合

三世代同居加算	上限30万円/1戸
---------	-----------

◆調理室、浴室、便所または玄関のち、いずれか2つ以上を対象住宅内に複数箇所設置する場合

補助対象【長期優良住宅】

要件	グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした新築住宅	審査前に 事前の申請が 必要です
	長期優良住宅 の認定を受けたもの	
	住宅省エネルギー技術者講習会の修了者である設計者・施工管理者・大工技能者のいずれかが対象住宅に係ること	
	長期優良住宅認定申請後かつ <u>採択通知発出日</u> 以降に着工（根切り工事又は基礎杭うち工事の着手）	H30年 7月31日
	平成30年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 … 売買 … 着工	
H31.2月8日までに 完成、実績報告を 提出して下さい		
一戸あたりの 補助額	上限110万（地域材加算20万 三世代加算 30万） 4戸以上の施工経験を 有する事業者は100万 * 割当の範囲内	
一工務店あたりの 上限戸数	7戸（三世代同居加算適用の 場合は10戸） * 未経験工務店も同様	H27～29の長期優良住宅 の補助金活用実績合計の 戸数です

補助対象【優良建築物型】

審査前に 事前の申請が 必要です 要件 H31.2月8日までに 完成、実績報告を 提出して下さい	グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした 床面積55㎡以上の新築住宅 下記の①～③までの認定又は評価等を受けたもの ①低炭素建築物新築等計画の認定 ②建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)の認証 ③建築環境総合性能評価 (CASBEE)の認証 上記の認定、認証申請後かつ採択通知発出日以降に 着工（根切り工事又は基礎杭うち工事の着手） 平成29年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 ・売買 … 着工	H30年 7月31日 H31年 3月31日
補助対象床面積の 上限及び補助額	上限1,000万円（1,000㎡） 床面積1㎡あたり1万円	

補助対象【ゼロ・エネルギー住宅】

**BELSの
特記事項は
「ZEH」**

要件

グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たし、
グループが定める削減率、外皮性能をクリアした
ゼロ・エネルギー住宅

住宅版BELSの認証を受けたもの

審査前に事前の
申請が必要です

住宅省エネルギー技術者講習会の修了者である設計
者・施工管理者・大工技能者のいずれかが対象住宅に
係ること

住宅版BELS申請後かつ採択通知発出日以降に着工
(根切り工事又は基礎杭うち工事の着手)

H31.2月8日までに
完成、実績報告を
提出して下さい

平成30年度内に事業に着手*、交付申請
・請負 … 契約書を締結 … 売買 … 着工

H30年
7月31日

一戸あたりの
補助額

上限140万 (地域材加算20万 三世代加算 30万)
4戸以上の施工経験を
有する事業者は125万
* 割当の範囲内

一工務店あたりの
上限戸数

2戸 (三世代同居加算適用
の場合は3戸)
* 未経験工務店も同様

H27～29のゼロ・エネギー
住宅の補助金活用実績の
合計戸数です

補助対象【認定低炭素住宅】

要件	グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした新築住宅	審査前に 事前の申請が 必要です
	低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの	
	住宅省エネルギー技術者講習会の修了者である設計者・施工管理者・大工技能者のいずれかが対象住宅に係ること	
	低炭素認定申請後かつ採択通知発出日以降に着工 (根切り工事又は基礎杭うち工事の着手)	H30年 7月31日
	平成30年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 … 売買 … 着工	
一戸あたりの 補助額	上限110万 (地域材加算20万 三世代加算 30万) 4戸以上の施工経験を 有する事業者は100万 * 割当の範囲内	
一工務店あたりの 上限戸数	2戸 (三世代同居加算適用 の場合は3戸) * 未経験工務店も同様	H27～29のゼロ・エネ住宅、 性能向上計画認定住宅を含む 補助金活用実績合計戸数です

H31.2月8日までに
完成、実績報告を
提出して下さい

認定低炭素住宅の基準(必須)は？

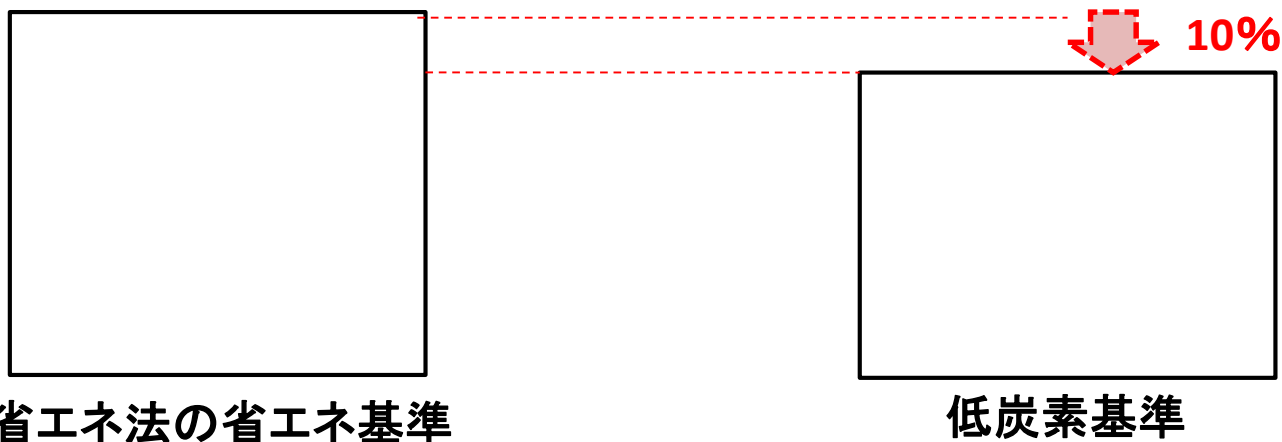
①外皮性能

(UA値 (平均熱貫流率)& η AC値(冷房期日射熱取得率))

省エネ基準と同等以上の断熱性能・日射熱取得性能が確保されていること

②一次エネルギー消費量

省エネ基準に比べて、住宅の一次エネルギー消費量がマイナス10%以上であること



認定低炭素住宅の基準(選択)は？

- ① 節水に対する機器の設置
 - * 節水トイレ・節水水栓・食器洗浄機等
- ② 雨水または雑排水設備の導入
- ③ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の導入
- ④ 創エネルギー設備や定置型蓄電池の設置
 - * 太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した発電設備
- ⑤ ヒートアイランド対策の実施
 - * 敷地や建物屋上、壁面の緑化等
- ⑥ 住宅劣化の軽減に資する措置
 - * 劣化対策等級2
- ⑥ 木造住宅であること
- ⑦ 高炉セメントを利用していること

補助対象【性能向上計画認定住宅】

要件	グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした新築住宅	
	性能向上計画認定を受けたもの	審査前に 事前の申請が 必要です
	住宅省エネルギー技術者講習会の修了者である設計者・施工管理者・大工技能者のいずれかが対象住宅に係ること	
	性能向上計画認定申請後かつ採択通知発出日以降に着工（根切り工事又は基礎杭うち工事の着手）	H30年 7月31日
H31.3月末までに 完成、実績報告を 提出して下さい	平成29年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 … 売買 … 着工	
一戸あたりの 補助額	上限110万（地域材加算20万 三世代加算 30万） 4戸以上の施工経験を 有する事業者は100万 * 割当の範囲内	
一工務店あたりの 上限戸数	2戸（三世代同居加算適用 の場合は3戸） * 未経験工務店も同様	H27～29のゼロ・エネ住宅、 認定低炭素住宅を含む補助 金活用実績合計の戸数です

性能向上認定住宅の基準は？

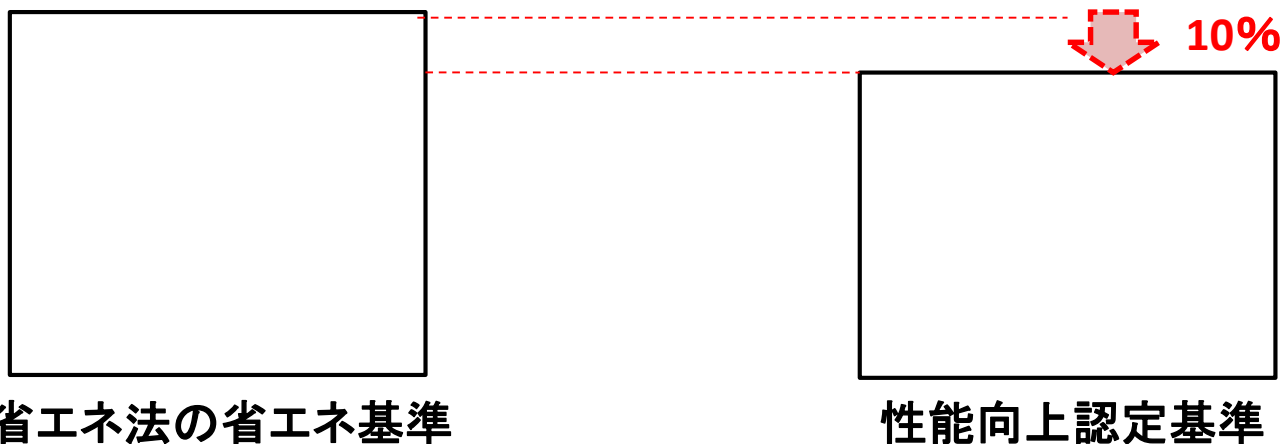
①外皮性能

(UA値 (平均熱貫流率)& η AC値(冷房期日射熱取得率))

省エネ基準と同等以上の断熱性能・日射熱取得性能が確保されていること

②一次エネルギー消費量

省エネ基準に比べて、住宅の一次エネルギー消費量がマイナス10%以上であること



「地域材」について①

地域材とは、次の全てを満たす木材・木材製品

- ①都道府県により産地が証明される制度等により認証されたもの
- ②①による認証制度等はグループが 適用申請書(様式2-1)で定めたものであること
- ③原木供給者から対象住宅に納品する事業者までの全てがグループ構成員により供給されたものであること

◆地域材を証明するグループ構成員は、**認証制度等において必要かつ有効な登録・認定等を受けた事業者**により供給される必要があります。**認証制度等の要求を事前に確認**してください。

◆**地域材の供給に係った構成員、使用量、証明等は完了実績報告時に確認**します。

木材を供給の際は、地域材であること、共通ルールを満たしていることを十分に確認の上取り組んでください。

「地域材」について②

地域材の産地	認証制度等の名称
香川県	香川県産木材認証制度
愛媛県	中予地域材認証制度
徳島県	徳島県木材認証制度
高知県	高知の木の住まいづくり助成制度
国産材 ・ 外材	合法木材証明制度
国産材 ・ 外材	PEFC証明制度
国産材	SGEC証明制度
国産材 ・ 外材	FSC証明制度
国産材	FIPC証明制度
国産材 ・ 外材	グリーンウッド法に基づく証明

「三世代同居対応住宅」について①

対象住宅に 調理室、浴室、便所又は玄関の内
いずれか2つ以上を複数箇所設置する

* 間取り等について補足説明を求め、三世代同居住宅と認められない場合もあります

調理室

以下の①～③をいずれも設置していること

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用
シンク ※洗面器、手洗い器は不可

②コンロ又はIHクッキングヒーター(専用スペースでも可)

③キッチン用換気設備

- ・部屋でなくてもよい
- ・コンロ等「設置スペース」は、シンク上面と同提訴の高さに固定された平らな面とする
- ・換気設備は建築基準法で定める換気量がある事
- ・IHの場合も換気設備を設置し、150m³/h程度以上の換気があること

「三世代同居対応住宅」について②

浴室	給排水設備及び給湯器に接続された浴室又はシャワーがあり、防水の設備がされていること	3点ユニット、シャワーユニットでもよい ただし、浴室が二つある場合、脱衣所が同一の場合は1箇所とする
便所	大便器があること ※小便器のみは不可	
玄関	・玄関ホールがある事(玄関扉と室内土間がある事) ・勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするためのもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外 ・隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可 ・玄関扉の幅(寸法枠)は、原則として開き戸の場合800mm以上、引き違い戸の場合は1600mm以上とする ・玄関扉が複数設置されている場合でも、内部の土間が同一である場合は、原則として1箇所とする	

共同事業実施規約について①

《重要》契約金は掛かり増し分も含めて工事費全額で契約補助金額を予め契約額から差し引くことはできません。

◆本事業は、補助金相当額を建築主(売買契約による住宅は買主)に還元しなければなりません。この還元に関しては、所定様式の共同事業実施規約で定め、交付申請時(売買は完了実績報告時)に提出していただきます。

◆ 売買契約の場合は、交付申請時に買主が決まっていないことが殆どのため、売買契約締結後に、共同事業実施規約を締結すること等を定めた所定様式の誓約書を交付申請時に提出して頂きます。

◆ 補助事業者は、**受領した補助金の全額を建築主(買主)に現金で支払って頂きます。**

共同事業実施規約について②

※契約書の建築主と共同実施規約の建築主は一致させて下さい。

契約書が連名なら、規約も連名となります。

→ 様式2等の建築主も連名

共同事業実施規約の印について

- ・建築主「甲」
工事請負契約書と同じ印 または 実印
- ・施工事業者「乙」
交付申請書(様式2)と同じ印

交付申請受付期間

(現在の予定で、今後変更の場合あり)

	受付期間			
第1期	平成30年8月6日	～	平成30年8月10日	必着
第2期	平成30年9月3日	～	平成30年9月7日	必着
第3期	平成30年10月1日	～	平成30年10月5日	必着
第4期	平成30年11月1日	～	平成30年11月7日	必着
第5期	平成30年12月3日	～	平成30年12月7日	必着
第6期	平成30年12月21日	～	平成30年12月28日	必着

※高度省エネ型は平成30年8月6日から平成30年12月28日まで随時受付

※契約締結後(売買は事業内容決定着)、原則1か月以内に提出

※やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、実施支援室に相談。必要な時期に手続きをご案内予定。

完了実績報告受付期間

(現在の予定で、今後変更の場合あり)

	受付期間			
第1回	平成30年11月12日	～	平成30年11月16日	必着
第2回	平成30年12月10日	～	平成30年12月14日	必着
第3回	平成31年1月7日	～	平成31年1月11日	必着
第4回	平成31年2月4日	～	平成31年2月8日	必着

※高度省エネ型は平成30年11月12日から平成31年2月8日まで随時受付

※事業完了後、原則1か月以内に提出

※やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、実施支援室に相談。必要な時期に手続きをご案内予定。

着手・着工・完了①

◆次の「着手」「着工」「事業完了」の全てを満たす必要があります。

- ① 着手・・・平成30年度内に着手すること
 - ・ 請負契約による住宅・建築物は
平成30年4月1日～平成31年3月31日までに契約の締結したものが対象
 - ・ 売買契約による住宅・建築物は
採択通知の日付～平成31年3月31日までに着工したものが対象

採択通知の日付時点で着手していないことを確認します。
採択日以降に更地の敷地写真を撮影し交付申請時に提出。
更に売買契約の住宅は、着工直後の敷地写真を撮影し、完了実績報告時に提出。
写真には、採択通知の番号を記載した看板を写しこむ必要があります

着手・着工・完了②

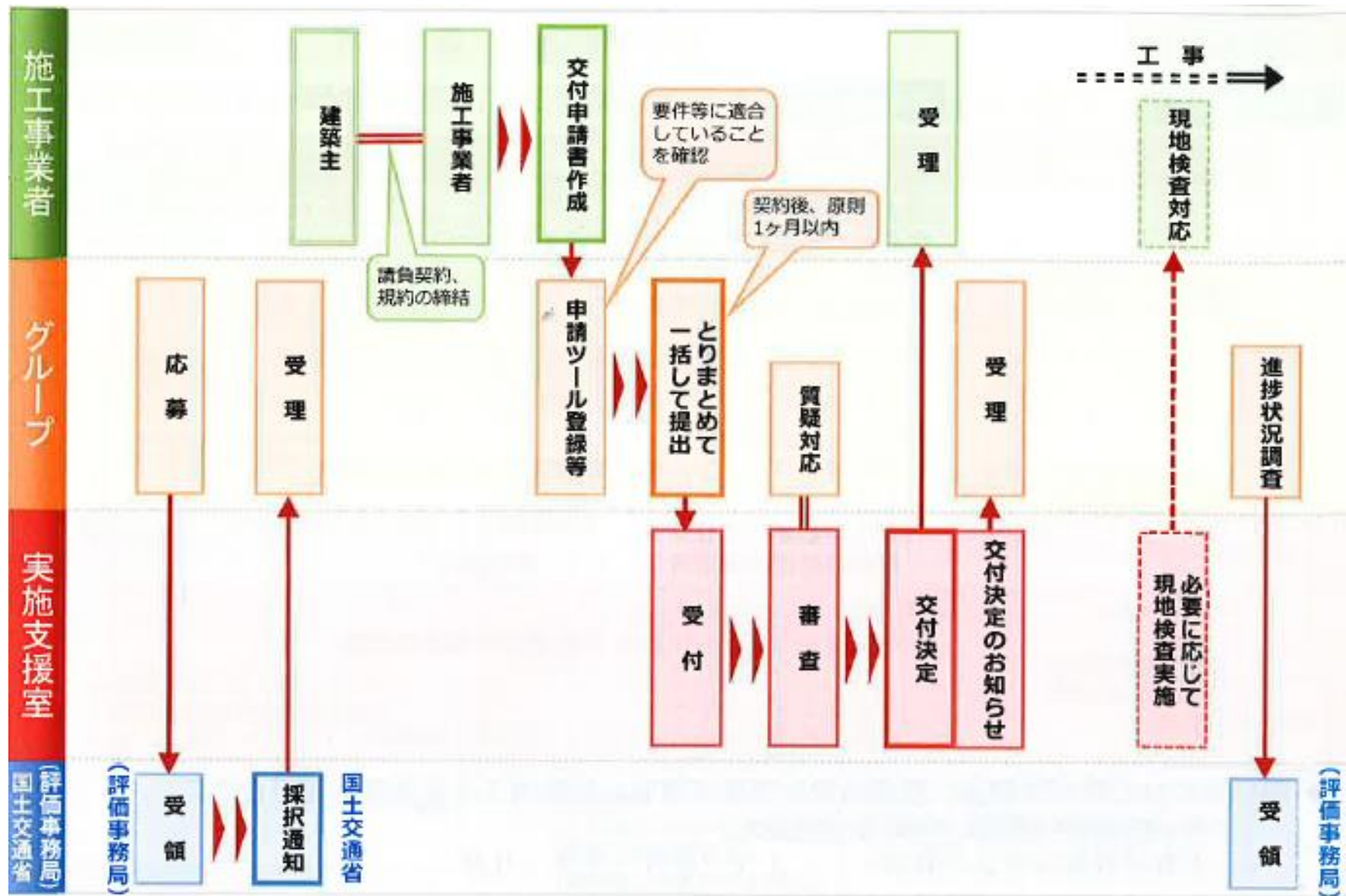
- ② 着工・・・採択通知の日付け以降に着工
 - ・柱状改良や鋼管による地盤改良の場合は、これらの工事に着手した日を本事業の着工日とします。
- ③ 事業完了・・・完了実績報告の期限までに事業完了
(工事が完成し、契約に基づく支払いの清算が行われ、引き渡しの全てが整うこと)し、完了報告書を提出すること。
 - ・売買契約による住宅は、買主が締結されないと事業完了に至りません。

※配分額の追加があった場合、配分額の追加分で事業の対象となる木造住宅は、配分額の変更の通知日以降に着工する必要があります。

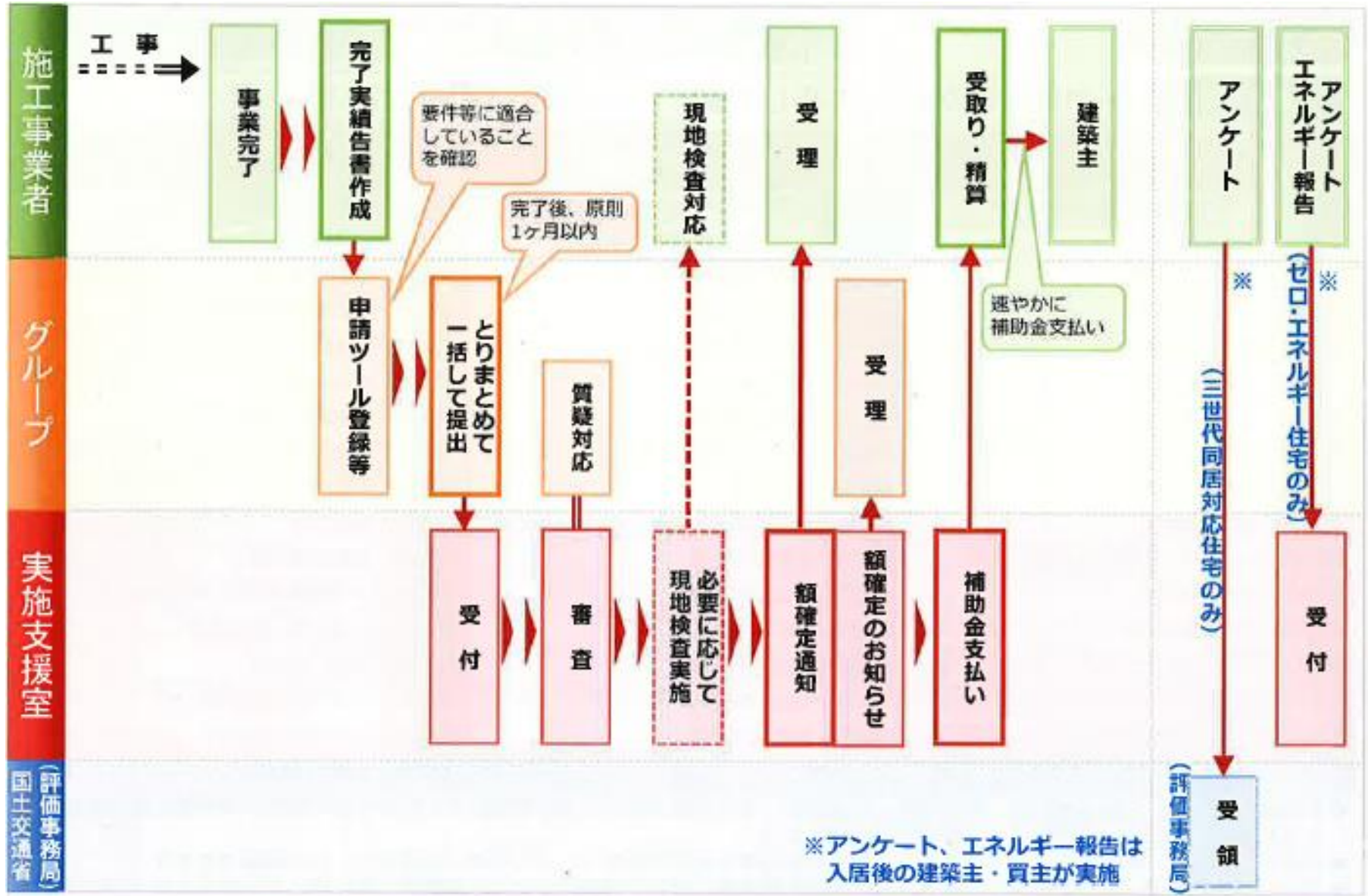
他の補助事業との併用

- ◆国が実施する他の補助事業(国費が含まれ事業を含む)と併用することは原則できません。
地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合があります。
- ◆次の事業とは一切の併用はできません。
 - ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業
 - ② 住宅・建築物の建設に関する都道府県からの補助
(国庫補助が含まれているもの)
 - ③ 同一の住宅を本事業の複数の事業の種類に申請すること
- ◆補助金を併用する際は、本事業の補助対象となる経費から、当該補助事業の補助金を除いた額で補助金を算出します。

交付申請等の流れ



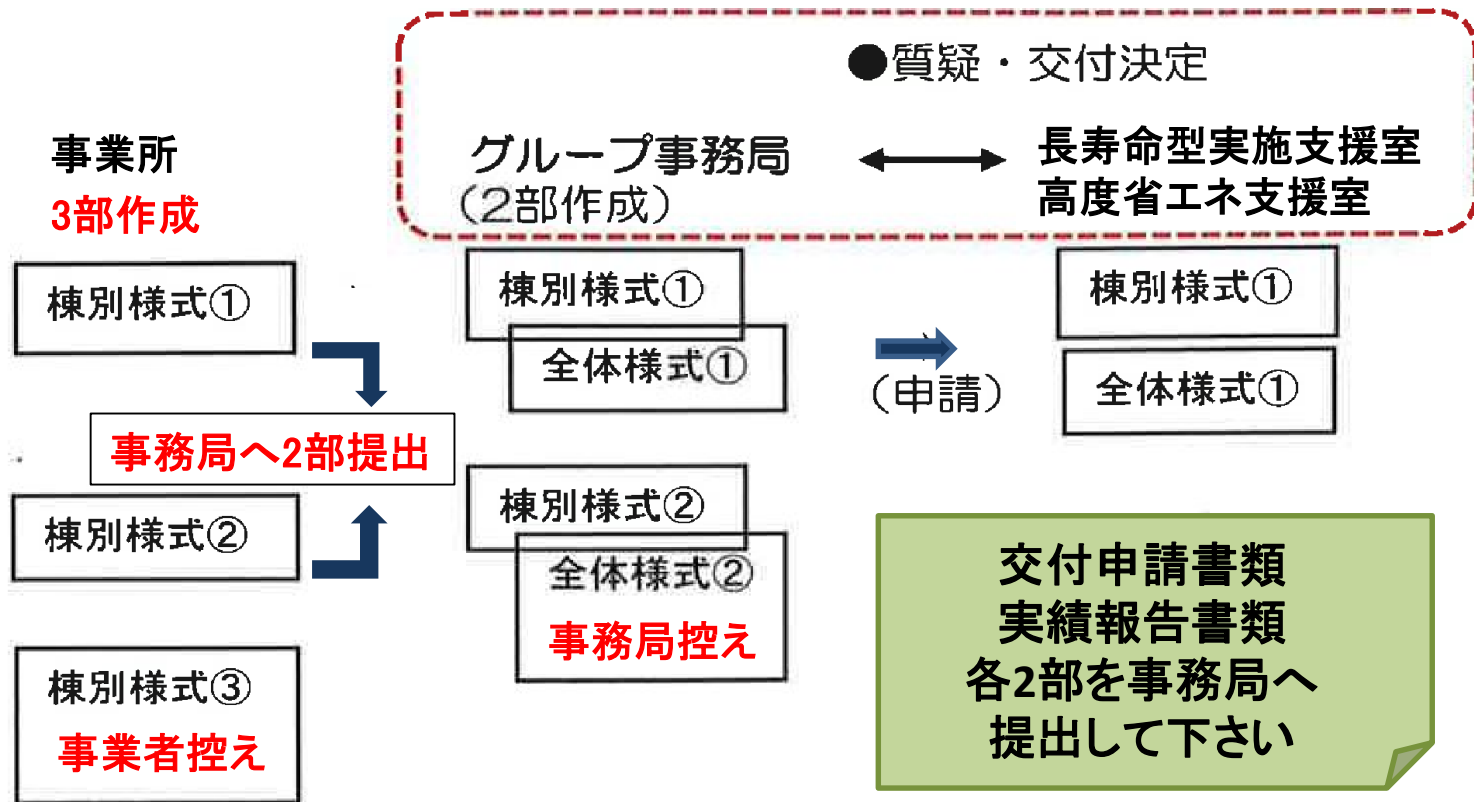
交付申請等の流れ



書類の提出について

支援室への提出書類

- **長寿命型、高度省エネ型の質疑審査は、事務局担当者と長寿命型実施支援室間、高度省エネ支援室間で行います。**



提出書類のポイント①

◆ 交付申請時の提出書類

- ・補助事業者が法人・団体の場合、登記事項証明書の提出を廃止し、国税庁の法人番号サイトから印刷した履歴を提出します。(様式に法人番号を記載します)
- ・建設業許可通知書の写しの提出を廃止
- ・請負契約の場合の着工済み写真の提出を廃止
(更地写真は継続)
- ・地域材使用量・供給体制計画提出を廃止し、計画が適合していることを自らが確認
- ・長期優良住宅等、認定を必要とする場合、認定書を取得済みであっても完了実績報告時に提出(従前の誓約書も廃止)

提出書類のポイント②

◆ 完了実績報告時の提出書類

- ・グループの特徴を現した写真の提出を廃止
- ・地域材を扱った事業者の事業者登録証の写しは、地域材を証明する最終の事業者のみとする。

《法人番号》

国税庁の「社会保障・税番号制度」による13桁の「法人番号」を下記のサイトから検索してください。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

敷地写真撮影の留意事項

- ◆ 写真には、採択通知の番号、建築主名、撮影日が明記された看板を写しこむこと。
- ◆ 電子黒板を使用する場合は、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものに限ります。
 - * 必要に応じて電子データを提出して頂きます
- ◆ ほかのアプリや、写真に黒板の画像を貼り付けたもの、前記以外の写真データでは判断いたしません。
- ◆ その他、各様式の写真撮影に関する注意事項をよく確認し撮影してください。(配布資料あり)

工事請負契約書①

《重要》契約金は掛かり増し分も含めて工事費全額で契約してください。

補助金額を予め契約額から差し引くことはできません。
施工事業者が補助金を受領したら、直ちに建築主に現金で支払います。

- ◆ 平成30年度内に工事請負契約書を締結したものに限りです。
* 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- ◆ 契約書が連名の場合は、共同事業実施規約等も同一の者で連名としてください。
- ◆ 敷地は地番まで記載し特定してください。町名まででは特定されていません。

工事請負契約書②

【工事請負契約書】

印紙の貼付け、割印

よくある
間違いです。

工事請負契約書

発注者 ◆田 田郎 ◆田 田子
請負者 株式会社〇〇工務店
代表取締役 長持 佳夫

工事名 ◆田様邸新築工事
工事場所 東京都新宿区△△町
305 番地 1、305 番地 9 の一部

規模 木造 2 階建 123.45 m²
工期 着工 平成 30 年 10 月 1 日
竣工 平成 31 年 1 月 10 日

請負代金 30,240,000 円
うち取引にかかる消費税額 2,240,000 円

支払方法 着工時 3,024,000 円
上棟時 13,608,000 円
完成引渡時 13,608,000 円

印
紙

- ・敷地は**地番まで記載し特定してください**
町名まででは特定されていません
- ・住居表示を記載している場合は、その旨を
お知らせください

・連名の場合は両者押印

平成 30 年 9 月 15 日

発注者 東京都新宿区△△町 305-1
◆田 田郎 ◆田 田子

請負者 東京都中央区〇〇町二丁目 5 番 8 号
株式会社〇〇工務店
代表取締役 長持 佳夫

- ・様式 6 請負契約額は、消費税を除いた額
- ・請負代金は、補助金相当分を引いた額とはできません
- ・提出する場合、「拡大」「縮小」は不可です

領収書等

- ◆ 完了実績報告時には、**工事請負契約の工事代金金額の領収書(写)の提出**が必要です。
- ◆ 領収書は、領収額、発行者(受注者)、発行先(建築主・買主)、支払日の明記と収入印紙の貼付印消印や印紙税納付計器による納付印等があるものです。
- ◆ 領収書に代わるものとして、銀行の振込記録(払込票や通帳)でも可。
 - * 通帳の場合は通帳の表紙も提出してください。
- ◆ 完了実績報告では、領収書の額と契約書の契約額の合計が一致することを確認します。

地域材の提出書類①

対象住宅で使用した「地域材」は完了実績報告時に確認します。
地域材を扱う事業者はグループ構成員に限られます。

◆完了実績時に提出する書類

* 取り扱い事業者登録書の写し

- ・**地域材を証明した最終の事業者**(合法木材であれば最終出荷者)のみの提出で構いません。
- ・**木材を扱った時期や証明した時期に有効**であること

* 地域材の証明書等の写し

- ・**施工事業者宛の証明書**です。証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
- ・証明者、登録番号、日付、制度で必要とする表示事項等を記載、証明する木材(サイズ、本数、材積)を明確にしてください。

地域材の提出書類②

* 木材の納品書の写し

- ・ **施工事業者宛の証明書**です。証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
- ・ 柱・梁・桁・土台の全数を提出してください。
- ・ 共通ルールを満たしていることが確認できるよう部位ごとに集計してください。
- ・ 納品する木材(サイズ、本数、材積)を明確にしてください。

* 木拾表

- ・ 納品書等において使用部位ごとに集計されている場合は木拾表の作成は不要です。
- ・ 木拾表を作成する際は、地域材の証明書等、納品書の木材の内訳(サイズ、本数、材積)を整合させてください。

事業者認定書

合法木材事業者認定書

合法木材供給事業者認定書

平成27年4月15日

株式会社〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇木材組合連合会
会長 〇〇 〇〇

組合連
合会会
長の印

平成27年4月〇日付で申請のありました、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

団体認定番号 □□木連第*****号

事業者の所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

事業者の名称 株式会社〇〇会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

認定の有効期間 平成27年4月15日から平成30年4月14日

木材を扱った時期が、有効期間前後に近い場合は、更新前と更新後の認定書を添付してください。

(各種書類で扱った時期が明確である場合は、有効期間内の認定書のみで結構です。)

地域材を証明した最終の事業者(合法木材であれば最終出荷者)の合法木材事業者認定書を添付してください

合法木材証明書

合法木材証明書（例 1）

証明書は、最終出荷者が
発行したものが重要です

出荷場所の住所、番号が合法木材事業者認定書と整合しているか確認してください。

住所が異なる場合は、出荷場所が合法木材事業者認定に含まれていることがわかる書類を添付してください。

例) 事業者認定申請書及び添付書類の写し

納品日、証明日は、認定の有効期間内であることを確認してください。

合法木材証明書

証明先を明確にしてください。

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
納品日 平成 28 年 11 月 15 日

対象物件を明確にしてください。

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇

TEL 042-***-***

団体認定番号 □□木連第****号

認定書の番号と同じか確認してください。

平成 28 年 11 月 15 日



下記の製品は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。 **合法木材である旨が明記されているか確認してください**

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱 計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁 計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台 計 1.0575 ★
合計							6.0872	

合法木材証明書に、部位ごとに集計(青字)が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

集計は合法木材証明書の写しに手書きで書き込んでも結構です。

様式16 2 の B 欄に該当する材積

様式16 2に ★ の材積の少数点以下第3位を切捨てた値を記入する。

納品書

納品書

平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
納品日 平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇〇

TEL 042-***-***



納品書に必要事項が記入されていれば納品書の提出のみでかまいません。

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱 計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁 計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台 計 1.0575 ★
合計							6.0863	

**合法木材
証明書を
兼ねています。**

この製品は、合法性・持続可能性が証明された
木材・木質材を使用しています。

団体認定番号 □□木連第*****号

**様式16 2 の A 欄に
該当する材積
様式16 2に ★ の材積
の少数点以下第3位を切
捨てた値を記入する。**

木拾表

【地域型住宅グリーン化事業】

不指定表：主要構造材（柱・梁・桁・土台）用

申請者社名 株式会社〇〇工務店

建築主氏名 ◆田■郎、◆田●子

部位	規 格					使用数量							備考	
	樹種	幅 (m)	厚 (m)	長 (m)	単位 材積 (m³)	数量 (本)	使用 材積 (m³)	内、産地証明等がなされている木材						
								該当 ○印	認証名称	使用本数 (本)	使用材積 (m³)	納品書 番号		
柱	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	54	1.7820	○	合法木材	54	1.7820	1		
	杉	0.120	0.120	3.000	0.0432	12	0.5184	○	合法木材	12	0.5184	2		
	杉	0.120	0.120	6.000	0.0864	4	0.3456	○	合法木材			3	地域材外	
	合法木材として証明されているが、構成員外による供給である場合等、地域材でない場合は、地域材には計上しない。													
小計							2.6460	★					2.3004	★

木拾表

梁・桁

地域材とした部位ごとにまとめた集計表を作成してください。

納品書等に、部位ごとに集計が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

様式16 2 のA欄 及び B欄に材積を記入する際は、★ の材積の少数点以下第3位を切捨てた値を記入する。

梁・桁

地域材とした部位ごとにまとめた集計表を作成してください。

納品書等に、部位ごとに集計が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

様式16 2 のA欄 及び B欄に材積を記入する際は、★ の材積の少数点以下第3位を切捨てた値を記入する。

小計												
土台	桧	0.105	0.105	3.000	0.0330	12	0.3960	○ 合法木材	12	0.3960	15	
	桧	0.105	0.105	4.000	0.0441	15	0.6615	○ 合法木材	15	0.6615	16	
小計								1.0575	★	1.0575	★	
合計	(柱・梁・桁・土台の合計値を記入)							7.5573		5.7407		

【高度省エネ型】提出書類の変更点①

◆ 交付申請

ゼロエネルギー住宅

認定低炭素住宅
性能向上計画認定住宅

請負契約締結後、原則1か月以内に提出

8/6から12/28まで、随時受付

BELS評価書、BELS申請書副本の
提出不要

※BELS評価証等は実績報告時に
提出

認定通知書、認定申請書の副本の
提出不要

※認定通知書等は実績報告時に
提出

見積書提出不要

見積書提出不要

確認申請書、確認済証の提出不要

機器や材料のカタログ提出不要
矩計図は提出不要

【高度省エネ型】提出書類の変更点②

◆ 完了実績報告

ゼロエネルギー住宅

認定低炭素住宅
性能向上計画認定住宅

事業完了後、原則1か月以内に提出

11/12からH31年2/8まで、随時受付

- ・BELS評価書、申請図書副本一式提出
- ・検査済証
- ・写真台帳、出荷証明書等
- ・建築士による適合確認書
- ・各種データの提出
- ・認定通知書、認定申請書一式提出
- ・検査済証
- ・工事完了報告書

計算結果PDFファイルは提出不要

住宅省エネルギー技術者講習会



住宅省エネルギー技術講習会 CPD認定講習会

▶ サイトマップ

講師専用ページ

トップページ

取組みの必要性

省エネ化の実現に向けて

省エネ建材データベース

お役立ちリンク

住宅の省エネルギー化の推進

大工・工務店の省エネ施工技術の向上を目指して

わが国は温暖化問題や大震災を契機としたエネルギー制約に直面しており、エネルギー使用における低炭素型の社会をつくることが入念な課題となっています。

早急に取り組まねばならない住宅の省エネルギー化のために、国では新築住宅・建築物の段階的な省エネルギー基準への適合化を進めており、地域の大工・工務店も省エネルギーのための適正な技術習得が求められています。

省エネ技術講習会
事業の概要

研修資料
デジタルブック

省エネ技術講習会
合格者

2ステップでできる講習会検索

STEP 1 開催月を選択する

開催月を選択してください

- ☐ 8月
- ☐ 9月
- ☐ 10月
- ☐ 11月
- ☐ 12月
- ☐ 1月
- ☐ 2月

STEP 2 開催エリアを選択する

エリアを選択してください

選択してください ▼



香川県を
クリック

各都道府県地域事務局
連絡先

各都道府県
地域リーダー

各県の講習会に関する
問い合わせはこちら

一級建築士
本を活かす建築推進協議会

国土交通省

9月以降に
香川県内で開催

施工 4回
設計 3回
実施予定

申請する施工業者に
必ず一人は受講者が
所属していること

インターネット
またはFAXで
お申込みください

一般社団法人香川県総合建設センターHP

一般社団法人

香川県総合建設センター

お問い合わせはこちら

087-862-3691

月～金 9:00～17:00

香川県総合建設センター

入会案内

センター概要

会員特典

災害協定

工務店サポート事業

耐震・住宅リフォーム相談窓口

各種講習会

取扱共済制度

トップページ

アクセス

リンク

お問い合わせ

当センターは、
会員企業様の飛躍のために、
そして建設業界の発展のために、
総合的なサポートをおこなっています。

こちらより
お入り下さい

INFORMATION

総合建設センター

グリーン化事業

労働保険事務組合

建設国保組合

省エネ講習会

2018.01.05 **お知らせ** 今年度は、全講習会終了致しました。

グリーン化事業

2018.7.04 **お知らせ** **New** 【平成29年度】グループ構成員に関する計画変更について(第5回)

2018.5.17 **お知らせ** **New** 【高度省エネ型】平成29年度 交付申請マニュアル(第6版)を公開し